

整理番号	消防一法不ー10
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	統括防火管理上必要な業務の適正執行命令
概 要	消防長又は消防署長は、消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が消防法令等又は消防計画に従って行われていないと認めるときは、権原を有する者に対し、当該業務が法令の規定又は消防計画に従って行われるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2第6項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・消防法第8条の2第6項 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	